

各町会長様

豊島区 豊島清掃事務所長 高桑光浩

スーツケースの不法投棄対策について（依頼）

各町会長におかれましては、日頃より豊島区の清掃事業にご協力賜り、誠にありがとうございます。

さて、このたび、地域の不安要素となっているスーツケースの不法投棄に対して、下記のとおり対策を講じることとなりました。

つきましては、各町会長様のご協力方、よろしくお願い申し上げます。

記

1 経緯・背景

- (1) 区内のごみ集積所、路上等におけるスーツケースの不法投棄は、不審物として 110 番通報されることもあり、地域の不安要素となっている。
- (2) 旅行者が不要となったスーツケース（粗大ごみ）を回収する行政のルートがない。

2 目的

旅行者に対し、不法投棄が違法であることを周知するとともに、再利用ルートを確保し、活用してもらうことにより、不法投棄の抑止とともに、地域の環境美化及び安全・安心な生活環境の確保を図る。

3 対策の内容

- (1) スーツケースの不法投棄禁止にかかる多言語版チラシによる周知
- (2) 池袋駅周辺の大型ビジョンで不法投棄禁止の映像を放映
- (3) スーツケース再利用事業者との連携（協定締結）
- (4) 区内のごみ集積所、道路、公園等に放置されたスーツケースの一斉撤去の実施
- (5) 青色防犯灯付きパトロール車により、多言語アナウンスで不法投棄を呼び掛けながら、区内を巡回
- (6) 関係条例の改正も視野に入れた検討

4 各町会長様への協力依頼内容

- (1) 区内のごみ集積所、道路、公園等でスーツケースの不法投棄を発見した際の通報
- (2) 不法投棄禁止ポスターの町会掲示板への掲示

【通報先・お問合せ先】 豊島清掃事務所

電話 03-3984-9681、ファックス 03-3987-8449、

メールアドレス A0015106@city.toshima.lg.jp)

! 旅行者の皆様へ To our travelers 致各位游客 여행자 여러분께



すてないで!

Do Not Discard 请勿丢弃 투기 금지



不法投棄は5年以下の懲役または1000万円以下の罰金です

Illegal dumping is punishable by imprisonment for up to 5 years or a fine of up to ¥10,000,000.

非法丢弃可判处5年以下有期徒刑或1000万日元以下罚款。

불법 투기는 5년 이하의 징역 또는 1000만엔이하의 벌금 에 처해집니다



豊島清掃事務所 丰岛清扫事务所

Toshima Waste Collection Office 토시마구 청소사무소

☎03-3984-9681

公園緑地課 公园绿地课

Park Section 공원녹지과

道路管理課 道路管理课

Road Management Section 도로관리과